

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホ-ムペ-ジ <http://www.ku-union.org/>

2016年8月1日

通巻1246号

この号の内容

- 学長選考ルール

学長選考ルール 意向投票は必要です！ 意向投票なしでもOK！ 任期が8年まで延長！ 9月評議会で？

第149回教育研究評議会(7月15日開催)において、学長選考会議の議決に基づき、学長選考規則の改正が提案されました。9月の評議会で承認の上、施行する予定とのことで、現在各部局の意見を聴取しているところです。部局によっては評議会の情報が構成員に伝わらないところもあるようですから、ここではまず改正の内容を挙げ、その問題点を指摘したいと思います。

変更内容

1. 学長の第1期目の任期は4年、再任の任期は2年(2回まで)。
(補)従来、再任は2年(1回)
2. 意向投票は「出来る」規定とし、実施の有無を含めて選考会議が選考の都度決める。
3. 教学・経営責任者会議は廃止する。
4. 学長の1回目の再任については、通常の選考方法によらず、選考会議の判断で決定できることとし、2回目の再任については、通常の選考方法による。

任期は適切か？ 4+2+2で最長8年に！



学長の任期が変更になるのは今回が初めてではありません。中村前学長が就任して2年目の秋、「6年/再任不可」から「4年/2年の再任可」に改められました。しかし、前学長は金沢大学規則に附則を設け、改正された規則によらず、再任の可否を問われることなく、6年の任期を全うしました。つまり、前回の改正は現職には適用されなかったのです。はたして今回の改正は現在の山崎学長に適用されるのでしょうか。それとも先例に倣って選出時の規定が適用されるのでしょうか。もし新しい規則によるのであれば、先例に従わない理由を明確にする必要があります。そ

れはあるいは前回の対応の誤りを認める結果を招くかもしれません。しかし、そうした総括をしなければ「ご都合主義」との批判だけが残るでしょう。

そもそも本学が学長の任期を上限6年としてきたのは、国立大学法人の中期目標・計画の期間に合わせたものであり、それなりに説得力を有していました。これを最大8年とするのが今回の提案ですが、なぜ8年なのか、なぜ10年はだめなのか、理解できません。また、最大8年であるならば、新たな候補者が出馬しやすい「4年+4年」の方がよいのではないのでしょうか。いずれにせよ「4年+2

年+2年」とした理由の説明が不可欠です。第35回選考会議の議事概要に若干の意見が掲

載されていますが、結論に至った理由は分かりません。「ボーナス」云々は論外です。

なぜ意向投票なしの選考も可能に？

これまで行われた二回の学長選考に際しては、第一次投票、第二次投票という二度の意向投票が実施されました。他大学では意向投票の結果を無視した選考がなされた例もありますが、本学の場合は二回とも意向投票トップの得票者が学長に選出されました。これは学長選考会議が意向投票の結果を尊重するという判断をされたものと評価できます。また、第31回会議（H27.1.15）の議事要旨によると、「実施回数を1回とする方向」を検討方針としつつも、意向投票の実施に関する否定的な見解は示されていませんでした。したがって選考会議は意向投票を継続する方向で検討を進めているものと推察していました。

しかし今回の提案は、意向投票の実施を否定してはいないものの、意向投票なしの選考も可能にする案です。特に第1期4年の任期を終えた学長の再任に関しては、意向投票を実施せずに、選考会議が再任の可否を決定す

るように読めます。むろんこれは私たちの解釈にすぎませんが、学内の空気はそのような理解に満ちていることを指摘しておきたいと思います。

もし選考会議の提案がそのような方向でなされたものであるならば、それは選考会議の独自の判断により、第31回会議から方向転換をされたのでしょうか。それとも「民間企業で社長を決めるのに社員の意向投票をするのか」「意向投票をしている大学は、ガバナンスの観点から、改革の意思があるのか疑問」といった馳文科大臣の発言に左右された結果なのでしょうか。ちなみに最近の国会答弁などでは、文科大臣も「意向投票を実施するか否かは各大学が自主的に判断すべきもの」とトーンダウンしているようですが、万一、文科大臣の先の発言に影響されたのであれば、大学の自主性など微塵もないことになります。

意向投票で構成員の支持の確認を！



そもそも意向投票は「候補者の順位付け」という意義しか持たないのでしょうか。最多得票者が学長に選出されることにより、学長の立場からすれば、最も多くの構成員の支持を得た者として自信を持って大学の運営に当たることができます。また教職員の立場からすると、自分たちが選んだ学長である以上、できるかぎり協力しなければならないという気になります。山崎学長の場合を例にとれば、YAMAZAKIプラン2014にせよ、共通教育改革にせよ、第3類型の選択にせよ、批判の声は小さくありませんでした。しかし、みずからが選んだ学長であるがゆえ、その方針に従うというのが教職員大半の行動であったと思われる。

こうした意向投票の意義を考えれば、仮に

来年の学長選考が山崎学長の再任の可否を問うものになったとしても、意向投票は実施すべきでしょう。むろん複数の候補者を対象とする場合とは異なる形式になりますし、また、単に「信任／不信任」という二者択一の投票だけが教職員の意向を知る方法ではないでしょう。例えば、学長の実績を5段階で評価するといった意向投票を実施し、3以上の評価をする教職員が半数を超えた場合は再任の方向で選考するなどの基準を設けたらどうでしょうか。それは学長選考の透明性を保証する一助になるはずです。

今年から教員に対して新たな制度に基づく評価が実施されます。教育や研究の時間を割かれる教員にとって評価は敬遠したいものです。そうした評価を教員に強いる以上、学長

はみずから率先して評価を受けようとするべきであると考えますが、いかがでしょうか。ステークホルダーたる教職員の評価を受け入れる度量を学長に求めると同時に、選考会議に

対しては、工夫を凝らした「意向投票」（名称にはこだわりません）を実施し、教職員の意向が反映された選考の実現を求めます。

選考会議の独立性を確保するために

今回の改正は、学長選考における選考会議の権限を従前より大きくするものです。したがって選考会議は学長から独立した組織とし、選考の透明性を確保する必要があります。

「教学・経営責任者会議の廃止」はそれを目的とした措置でしょう。しかしながら、「教学・経営責任者会議の廃止」だけで選考会議の独立性は確保できるのでしょうか。選考会議の構成員のうち、各6名の学外委員と学内委員は、それぞれ経営協議会、教育研究評議会という学長が議長を務める会議において、学長の指名に基づいて選出されます。学長選考会議で選出される2名の理事がもともと学長指名であることは言うまでもありません。つまり選考会議はすべて学長から指名された委員で構成された組織なのです。

このことが従来まったく問題視されなかったのは、中村学長の選考に当たった委員が、理事を含めて林学長の指名を受けた者であり、山崎学長の選考に当たった委員が中村学長の指名を受けた者であるというように、選考の対象となる候補者とは無関係な委員であったからに外なりません。しかし、来年の学長選考に当たるのは山崎学長の指名を受けた委員

ということになります。

むろん私たちは選考会議では高い見識に基づく学長選考がなされると考えています。ただ、上記のような選考委員の構成では、世間一般の理解は得がたいのではないのでしょうか。それは東京都の舛添前知事がいくらか「第三者の厳しい目」を強調したところで、みずから指名した弁護士の手になる調査報告書がまったく信用されなかったのと大差がないからです。

そうした疑惑を避けるためには、選考委員の選出方法を改める必要があるのではないのでしょうか。少なくとも理事を委員から外し、国際基幹教育院や学内共同利用機関等から選出したらどうでしょうか。また経営協議会と教育研究評議会から選出される委員についても「互選」という形にした方がよいと思われます。あるいは現在と同じ構成になるかもしれませんが、委員選出の透明性は確保されます。さらに選考委員を評議員以外から選出するなど、その選出方法についても再考し、選考会議の独立性の確保に努める必要があると思います。



慎重な議論を！

学長が替わるたびに学長選考の方法も変わるの、さまざまな憶測を生じさせます。構成員の不信感を招かないように慎重な検討を望みます。来年の学長選考まで、まだ時間的

な余裕はあり、9月の評議会で決定する必要性はないはずですが、数年後にまた改正が提案されることのないよう、確固たる制度の確立をめざした議論を求めます。

学長選考ルールの変更は、9月の評議会では結論を出すとされています。

《意向投票が必要》との意見を、評議員に伝えてください。



全大教 第28回教職員研究集会のご案内

日時 9月9日(金) 13:00 開会
～11日(日) 12:00 閉会

会場 宇都宮大学 峰キャンパス



集会日程

- 9月9日(金) 全体集会 13:00～15:30
記念講演「急速に進む階級社会・日本と高等教育の課題(仮題)」
講師 橋本健二先生(早稲田大学人間科学学術院教授)
A分科会 16:00～17:30
全体交流会 18:00～19:30
- 9月10日(土) A分科会 9:30～12:00
女性部総会・交流集会 12:00～
C分科会(自由報告) 12:30～14:30
B分科会 15:00～17:15
- 9月11日(日) B分科会 9:30～11:15
閉会集会 11:30～12:00

分科会のテーマ

A分科会(テーマ別)

- (1) 高等教育政策: 「大学改革」圧力による歪みに対抗しあるべき大学像を考える
- (2) 特色ある教育実践の構築とその運営体制の維持に関する課題
- (3) 賃金・労働条件問題
- (4) 男女共同参画
- (5) 教員養成系大学・学部問題
- (6) 非常勤職員

B分科会(職種別)

- (1) 組合の拡大と強化: 大きく、強く、楽しい組合をめざして
- (2) 教員の待遇・労働条件と教育研究環境
- (3) 事務職員: 事務職員の組織率向上と運動充実のために
- (4) 技術職員: 昇格改善実現に向けて
- (5) 図書館職員
- (6) 大学共同利用機関
- (7) 附属学校

*プログラムの詳細は、組合のHPをご覧ください。

*参加ご希望の方は、組合事務所までご連絡下さい。

金沢大学教職員組合 電話 076-262-6009 (FAX同じ) 角間内線 2105
E-mail kanazawa@ku-union.org